

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関する地区懇談会における意見等

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
計画策定の趣旨	1	青森県の高次教育のレベルアップ、質の向上につながる改革となるよう希望する。	青森県立高等学校教育改革推進計画は、社会の急速な変化や本県における生徒数の更なる減少が見込まれる中、生徒一人一人に生きる力をはじめとするこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成する高等学校教育を推進するため、策定するものです。 この考え方やいただいた意見等を踏まえ、実施計画の策定等に取り組むこととしています。
	2	生きる力が大切だと思う。仲間づくりのできる高校生活が大事だと思う。	
	3	今後も子どもたちの可能性を伸ばす教育施策の推進に期待する。	
人財育成	4	郷土を愛する心の涵養に向けた教育をどのように進めていくのか。	青森県教育振興基本計画の「各政策・施策」の「あおもりの未来をつくる人財の育成」においては、「郷土の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を理解し、国内外に誇りを持って青森を発信できる人財の育成に取り組めます」と示しています。 また、基本方針における「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、本県の生徒には、国際的視野を持ちながら、本県の歴史・文化の価値、自然や産業の魅力を理解することを通して郷土に誇りを抱き、本県の未来を力強く支えようとする心を育むこととしており、市町村等と連携しながら、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じた取組を推進します。
各高等学校における教育環境の充実	5	重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかと印象を受ける。	基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、生徒数が減少していく中であっても、全ての高等学校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備することとしています。 加えて、生徒数の大幅な減少が見込まれる中、全ての学校の学級数を一律に減らした場合、従来の充実した教育活動を継続することが難しくなることも懸念されるため、一定の規模を持つ高等学校を重点校、拠点校として配置することとしています。 重点校、拠点校は中核となって特色ある教育活動等に取り組むとともに、その教育活動への各高等学校の生徒の参加や、指導法や学習成果の共有等により各高等学校が連携し、本県高等学校教育の質の確保・向上を図るものです。 なお、基本方針と併せて、重点校、拠点校と各高等学校との連携のイメージをお示したところですが、今後は、重点校、拠点校と各高等学校との具体的な連携の在り方について、様々な意見を伺いながら検討します。
	6	小規模校であっても、重点校等と同じような教育内容を提供し、大学進学等を目指す生徒に対し、十分な指導をしてもらいたい。	
	7	重点校・拠点校と色分けすることに不安を感じる。偏っていくように思い、いわゆる地域校が衰退していくように思う。	
	8	重点校と各高校との連携ができると、進路多様校から選抜性の高い大学に挑戦できるようになるのではないかと思います。	

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
各学科の充実	9	グローバル教育の重要性が増す中、例えば英語科の取組を充実させるなど、グローバル教育のモデルとなるような取組を進める学校があれば、他校にも良い影響を与えるのではないか。	<p>基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、社会を牽引する人財として、社会の課題に対する幅広い関心と広範かつ深い教養、卓越したコミュニケーション能力、問題解決のための強い意欲や能力等を身に付け、将来、本県はもとより、国内外でリーダーとして活躍する人財を育成することとしています。このことを踏まえ、重点校においては、グローバル教育の先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うこととしています。</p> <p>なお、英語科については、国際化に対応し、国際的視野に立ち活躍できる能力・態度を育成してきましたが、小学校・中学校・高等学校を通じた外国語教育等により学校教育全体で真に使える英語の能力を身に付けることが求められるなど、高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直すこととしています。</p>
多様な教育制度	10	併設型中高一貫教育の新たな導入については、慎重に判断すべきではないか。	<p>基本方針では、併設型中高一貫教育について、生徒一人一人の資質・能力を伸長し、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ることとしています。また、新たな導入については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討することとしています。</p>
学校規模・配置	11	「高等学校教育を受ける機会の確保」として挙げている「中学生の進路の選択肢の確保」と「通学環境への配慮」は相反するのではないか。	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」のうち、「(1) 高等学校教育を受ける機会の確保」として、「各地区における中学生の進路の選択肢の確保」と「通学環境への配慮」の二つを示しており、この二つのバランスを考慮しながら、各地区における具体的な学校配置等について検討します。</p>
高等学校教育を受ける機会の確保	12	高等学校の小規模化が進む中、これまでと同様の学校配置が難しくなることにより、通学が不便になるのであれば、寄宿舎の設置を考えてはどうか。	<p>計画策定に当たっては、基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「3 計画策定の方向性」に示したように、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があるとしています。</p> <p>また、「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討することとしています。</p> <p>具体的な内容については、県内の中学生、高校生、保護者等を対象に平成26年度に実施した高等学校教育に関する意識調査の結果や青森県立高等学校将来構想検討会議での意見等を踏まえるとともに、今後も県民の皆様から意見を伺いながら検討します。</p>
	13	保護者としては、通学状況を考慮した配置にしてほしい。	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、計画的な学校規模・配置に当たっては、地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮することとしています。また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討することとしています。</p>

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
高等学校教育を受ける機会 の確保	14	学校配置に当たっては、通学にかかる経済的負担についても考慮すべきではないか。	青森県立高等学校将来構想検討会議においては、学校配置に関して、公共交通機関の状況に加え、各家庭の経済状況を考慮すべきではないかという議論がなされたところですが、各家庭の経済状況については奨学金を含む就学支援により対応することとし、学校配置とは分けて考える必要があるとの方向性の下、答申が提出されました。 このことを踏まえ、基本方針においては、地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮することとしています。 具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	15	家庭によっては経済的問題等から、遠くの高等学校に通学させるのが難しく、近隣の高等学校に入学させるなど、高等学校進学に影響を及ぼすこともある。このような状況を踏まえ、地域校が存続する期間ができるだけ長ければ良いと思うので、未来を担う子どもたちのための学校配置等を検討してもらいたい。	
	16	所得や住む地域により、学習する意欲があるにも関わらず、その機会を得ることができなくなるような状況は回避してほしい。	
充実した教育環境の整備	17	地域と共に歩んできた高校がなくなってしまうかもしれないことは、大変残念であるが、教育の質の確保のためには、いたしかたないと思う。	基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「3 計画策定の方向性」に示したように、計画策定に当たっては、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人材を育成するため、充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮の二つの点に留意しながら、県全体の高等学校教育の充実に取り組むこととしています。
	18	教員としては、2学級規模の学校での教育内容の充実に、大きな懸念と不安が感じられることから、ある程度の学校規模を確保しながら、配置を考えてほしい。	
	19	保護者としては、重点校・拠点校も大切だが、地元で高校がなくなると困る。	
学校規模の標準	20	35人学級の拡充を行ってはどうか。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「2 全日制課程における学校規模の方向性」に示したように、基本となる学校規模は1学年当たり4学級（160人）以上とされていますが、本県では、農業高校、工業高校、水産高校及び小規模校において1学級の定員を35人とする学級編製の弾力化を実施しており、この場合には4学級で140人となります。 全ての高等学校で1学級の定員を35人とした場合、学校規模の標準を満たしている高等学校においても、生徒数の減少により学校行事や部活動等の活動に制約が生じること懸念されます。また、高等学校の教職員数は、小学校・中学校と異なり募集人員で定められているため、1学級の定員を35人とした場合には、配置できる教職員数も減ることとなり、学級数は同じであっても、生徒の多様な進路志望に応じた教科、科目の開設が制限されることや、様々な専門性を有する教員の配置が困難になるなどの課題が考えられます。このようなことから、1学級の定員については現行の考え方を基本とするとともに、教職員配置の充実については、引き続き、国に対して働きかけていきます。 また、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	21	基本となる学校規模は4学級160人以上としているが、現在、小規模校では35人学級にいただいているので、35人学級の小規模校を統合した場合も、西北地区の特性として弾力的な学級編制を認めてほしい。	
	22	1学級当たりの生徒数を減らし、手厚い指導ができるよう努めてもらいたい。	
	23	1学級当たりの定員を35人や30人にするなどして、郡部の高等学校を切り捨てることのないよう配慮してほしい。	

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
学校規模の標準	24	職業教育を主とする専門学科の拠点校における学校規模の標準についても、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応してもらいたい。	<p>拠点校は、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校としています。</p> <p>このことから、拠点校については、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができる目安として、学校規模の標準を一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上と示しています。</p> <p>なお、拠点校については、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。</p>
計画的な学校配置	25	地域における高等学校が果たしている役割を考慮し、拠点校の設置とともに、農業高校、工業高校及び商業高校を地区の状況に応じて配置するなど、地域のニーズに合った子どもを育ててほしい。	<p>基本方針において、計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生のニーズ等を踏まえながら、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて学科等を選択できるよう整備するとともに、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科の学習の拠点となる拠点校を全体的なバランスを考慮して配置し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図ることとしています。</p> <p>なお、拠点校については、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。</p>
地域校	26	地域校という考え方は、ありがたい。いつまでも存続させてほしい。	<p>計画的な学校規模・配置に当たっては、通学環境への配慮から、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置することとしています。</p> <p>また、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準を設けたところです。</p> <p>なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討することとしています。</p>
	27	地域校の募集停止を協議する基準はいつから適用するのか。	<p>本計画は平成30年度からの開始となるため、1学級規模の地域校について当該高等学校が所在する市町村等と募集停止等を協議する基準は、平成30年度から適用することとします。</p> <p>なお、地域校の所在する市町村等とは緊密に連携を図り、入学者数の状況等について情報共有を図ります。</p>
	28	1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、当該高等学校の所在する市町村等と協議するとしているが、この「市町村等」とは、どの範囲までを指すのか。	<p>地域校が募集停止等となった場合、高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、通学が困難となる地域の生徒の通学環境に配慮する必要があります。このため、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合には、当該高等学校が所在する市町村だけではなく、状況に応じて、高等学校への通学が困難な地域のある市町村とも募集停止等に向けて協議する必要があることから、「当該高等学校の所在する市町村等」としているところです。</p>

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
地域校	29	協議を経て地域校が募集停止等となった場合には、通学について、市町村等と連携を図りながら対応を検討するとあるが、募集停止となる前から市町村等との通学に関する協議が必要なのではないか。	高等学校教育を受ける機会を確保する観点から、地域校が募集停止等となった場合の通学について、あらかじめ市町村等と協議を進めながら対応を検討することとし、基本方針（案）に修正を加え、成案として決定しました。
	30	住む地域によって進路の選択肢が狭まることがないよう、地域校の教育活動の充実等に取り組んでほしい。	基本方針では、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置することとしています。 地域校を含めた小規模校は、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいことや、教員数が少ないため科目の開設等が限られるなどの課題があります。このため、他の高等学校との連携やICTの活用等により、地域校を含めた小規模校における教育活動の充実に取り組めます。
計画的な学	31	地区意見交換会について、各地区の幅広い意見を聞くため市町村関係者、PTA関係者だけでなく、商工会・町内会・その他の学校関係者からも意見を聞いてほしい。	地区意見交換会（仮称）においては、市町村やPTA関係者等をはじめ、多くの関係者から意見を伺うことができるよう、委員構成について検討します。
に校向配	32	高校の統合は避けられないと思うが、吸収でなく、対等な統合をしてほしい。できれば校名を変えるなど、新設校にしてほしい。	青森県立高等学校将来構想検討会議から、「生徒が新たな学校で学習するという意識になるような統合の方法が望ましい」等の意見をいただいたことを踏まえ、基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性」に示したように、実施計画による計画的な学校配置を進めるに当たり、統合を行うこととなった場合には、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）を設置することとしています。
取組	33	高等学校間の連携だけではなく、高等学校と中学校との連携等にも取り組んでもらいたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、高等学校間の連携だけではなく、小学校・中学校、特別支援学校、大学、家庭・地域等との連携に取り組み、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高等学校づくりに取り組むこととしています。
連携の推進	34	全県的なバランスを考慮し、郡部における魅力ある学校づくりを考えてほしい。郡部校でさらに部活や大学進学を高める推進策はないものか。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、小規模校においては、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあります。 このため、他の高等学校と連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め合いながら生徒一人一人の成長を促す教育活動の充実を図ります。また、このような連携に当たっては、生徒・教員が高等学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保等に取り組むこととしています。

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
連携の推進	35	高等学校における通級指導教室の設置について検討するなど、定時制・通信制課程だけでなく、全日制課程を含め、配慮を要する生徒を支援する観点での計画を策定してもらいたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進することとしています。 なお、高等学校における通級による指導の制度化等、国における制度改革を注視し、高等学校での特別支援教育の充実を図ります。
	36	社会や家庭環境等の変化が激しい時代にあって、地域の子どもは地域で育てるという観点が求められ、学校と地域との連携が一層重要だと考える。	青森県立高等学校将来構想検討会議の答申においても、「子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭における教育力の低下が指摘されている。また、地域における活動や交流の減少など、住民同士のつながりの希薄化から地域における教育力の低下も指摘されている。このような中、子どもたちが地域への愛着や誇りを持つことができるよう、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学びや育ちを支援することが求められる。特に、高等学校においては、地域の人的・物的資源を活用しながら、生徒が自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を通して、地域を支える人材として成長することが求められる。」との提言が示されています。 基本方針では、この提言を踏まえ、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めることとしています。
教育活動の充実	37	学級数が少なくなっても、教員配置を充実させることにより開設する科目数を確保してもらいたい。	「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、高等学校の教職員数は募集人員によって定められており、工夫して教職員を配置しているところです。 なお、特色ある学校づくりの推進に向けた教職員配置の充実等について、引き続き、国に対して働きかけていきます。
	38	集約された学校については、予算をかけてさらに充実するよう配慮してほしい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「2 教育活動の充実に向けた取組」に示したように、高等学校の統合により複数の学科を有する高等学校を設置する際には、各学科の専門性の確保に向けた施設・設備の整備を進めることとしています。
39	少子化の対応として、全国からの生徒募集は検討しないのか。	全国からの生徒募集については、魅力ある学科の設置や全国から生徒を受け入れる市町村の主体的な取組、卒業後の進路への対応を含めた教育環境の充実が求められます。 また、青森県立高等学校入学者選抜において、他都道府県からの出願については、現在、保護者の転勤、転居により、志願者が高等学校の入学日までに保護者ととも青森県内に居住すること等の場合、出願承認申請手続を経て出願することができるとしております。 このように、全国からの生徒募集に関する課題が多岐にわたることから、本県高等学校教育を取り巻く状況の変化を踏まえながら、全国から生徒を受け入れるための教育環境の整備や、現在の生徒募集の在り方を変更する必要があるかどうかを含めた検討が必要と考えます。	

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
計画公表時期	40	青森県立高等学校教育改革推進計画期間内に高等学校に進学する生徒にとって、統合等の時期により、進路選択等に支障が生じないか心配している。	第1期実施計画については、平成30年度以降に高校に入学する生徒の進路選択に支障が生じることのないよう、可能な限り早い段階で策定・公表します。
説明の機会	41	地域校となることが想定される地区での説明が求められる。地域住民の声を聞く機会を増やしてほしい。	基本方針の「第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進」の冒頭に示したように、本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、取り組むこととしています。 このことから、地区懇談会等の実施に当たっては、県教育委員会の広報紙をはじめ、ホームページ、新聞、ラジオ等での周知に加え、各PTAや市町村教育委員会等にもお知らせしたところです。 本計画は、平成30年度を開始年度としており、将来高校生となる児童・生徒の保護者等に基本方針（案）の内容等について御理解いただきたいと考え、各PTAや各市町村教育委員会教育長に対し、要請に応じて説明に伺う旨周知し、複数の団体に御説明したところです。 また、青森県立高等学校将来構想検討会議での検討の参考とするため、県内の中学生、高校生、保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査を平成26年に実施しておりますが、基本方針の「第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進」の「2 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証」に示したように、今後とも、生徒や保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査等を行いながら、各取組の成果や有効性について継続的に検証することとしています。
	42	生徒のために、確かな教育環境を整備することの必要性、そのための適正な学級規模が必要であることを募集停止となるような学校の関係者・地域に十分に理解してもらおう努力を継続していただきたい。	
	43	高等学校教育について県民により関心を持ってもらうため、小学校等の保護者に対し基本方針（案）の説明会を行うことを検討してもらいたい。	
	44	基本方針（案）の内容をこれから高等学校に入学する小学生や中学生の保護者に理解してもらうため、地区懇談会やパブリック・コメントについて広く周知する必要があるのではないか。	
	45	高等学校教育について県民により関心を持ってもらうため、小学生・中学生を対象に高等学校教育に関する意識調査をすることや、基本方針（案）の説明会を小学校・中学校・高等学校の会合で行うことを検討してもらいたい。	
46	基本方針（案）等について、地区懇談会だけでなく、直接保護者に説明する機会も設けてもらいたい。		
私立高校との関係	47	生徒数の減少への対応について、私立高等学校との関係はどうなっているのか。	私立高等学校は、それぞれの建学の精神に基づき、特色ある教育活動に取り組み、県立高等学校とともに本県の教育において大きな役割を果たしているところです。 また、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。」とされています。 これらのことを踏まえ、県立高等学校と私立高等学校の募集人員については、双方の共通理解に努めているところです。

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
個別の学校に関する意見等	48	未来を担う子どもたちが等しく夢や志の実現に向けて成長できる高等学校教育が損なわれないよう、市部と郡部との均衡ある学校配置の観点から、今別校舎の存続について配慮してもらいたい。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、学校配置に当たっては「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮しながら検討することとしています。同じく、「3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性」に示したように、計画的な学校配置に当たっては、公共交通機関等の利便性等を考慮することとしています。また、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校とし、地域における通学状況を考慮した上で配置することとしています。
	49	西北地区の学校配置について、五所川原市、つがる市だけでなく、西津軽郡、北津軽郡にも学校を配置することが望ましいとした青森県立高等学校将来構想検討会議の答申は大変重いものであると考えるので、実施計画においても十分に踏まえてもらいたい。	なお、具体的な学校配置等については、青森県立高等学校将来構想検討会議の答申及び基本方針を踏まえ、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	50	学校規模の標準を一律に当てはめるのではなく、西北地区の地理的状况を勘案し、特段の配慮をしてもらいたい。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」では、各高等学校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ることから、学校規模の標準を示したところです。 なお、学校規模の標準は、充実した教育活動の目安となるものであり、具体的な学校規模・配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	51	三沢商業高等学校は本県の商業教育の拠点校として位置づけられると認識している。	青森県立高等学校将来構想検討会議における商業科の拠点校に関する議論では、商業科の拠点校は県全体における商業教育をとりまとめる役割が求められ、各商業高校と連携して県全体の商業教育の質の確保・向上を図ることが期待されるとの意見があり、同会議からの答申において、東青地区に商業科の拠点校を設置することが望ましいとされたところです。 このことを踏まえ、拠点校について、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、試案の内容を含め、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	52	将来構想検討会議の答申では、三八地区の拠点校について、どのような経緯で工業科と示されたのか。	青森県立高等学校将来構想検討会議の三八地区部会においては、地区内の中学校卒業予定者数や中学生のニーズ、地域の産業構造の特性等を考慮して検討が重ねられ、答申では工業科の拠点校を設置することが望ましいとされました。 また、農業科、商業科及び水産科については、中学生の進路の選択肢として維持するための方策を検討する必要があるとされました。 このことを踏まえ、拠点校について、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
53	地区意見交換会の委員には三戸郡の関係者も入り、三八地区内のバランスをとってもらいたい。	地区意見交換会（仮称）においては、様々な立場の方から広く意見を伺うことができるよう、地域のバランスを考慮しながら、委員構成について検討します。	